

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014那第28号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年6月13日 13時00分ごろ
発生場所	沖縄県南 ^{なんじょう} 城市クマカ島南東方沖 南城市所在の久高島 ^{くたか} 灯台から真方位242° 1.5海里付近 (概位 北緯26° 08.6′ 東経127° 51.6′)
事故等調査の経過	平成26年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 トントンミー、2.94トン
船舶番号、船舶所有者等	ON3-190003（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、中古で購入した本船を回航するため、沖縄県うるま市石川漁港に向け、久高島南南西方沖を約8ノットの対地速力で北東進した。 船長は、久高島西方沖にあるクマカ島の南方海域に至ったとき、クマカ島東方付近に漁船2隻を認め、磯波も立っていなかったため、同島東方海域は水深が深いと思い、針路を北に転じて航行中、平成26年6月13日13時00分ごろクマカ島南東方沖の浅礁に乗り揚げた。 本船は、満潮に合わせて自力で離礁し、漁業協同組合から依頼を受けた漁船にえい航されて石川漁港に入港した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 3、視界 不良 海象：潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長は、海図を所持しておらず、水深の記載がない沖縄県地図を所持していた。 船長は、久高島西方沖を航行するのは初めてであったが、水路の調査を行っていなかった。 船長は、本船にGPSプロッターを備えていたが、本船を中古で購入した直後で使用方法が分からなかった。 船長は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、クマカ島南方海域に至った際、船長が、海図等で航行予定海域の水路調査を行っていなかったことから、同島東方海域は水深が深いと思い、北進したところ、クマカ島南東方沖の浅礁に向けて航行することとなり、同浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、クマカ島南方海域に至った際、船長が、海図等で航行予定海域の水路調査を行っていなかったため、同島東方海域は水深が深いと思い、北進したところ、クマカ島南東方沖の浅礁に向けて航行することとなり、同浅礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・初めて航行する海域については、出港前に海図等で水路調査を行うこと。